

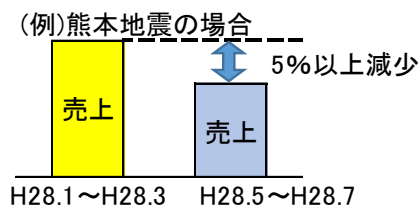
令和2年7月豪雨災害に係る熊本県なりわい再建支援補助金の 定額補助の要件について

【留意事項】

- 定額補助を受けるためには、下記（１）～（５）の全ての要件を満たす必要があります。

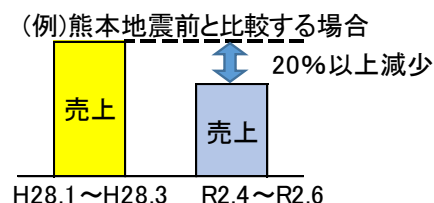
● 定額補助対象事業者の要件

- （１）新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者（①、②のいずれか）
- ① 国持続化給付金や県事業継続支援金、県制度融資などの新型コロナウイルス感染症関係支援策の活用実績があること。
- ② 令和2年3月から6月の任意の月において、売上が前年同月に比べ減少していること。
- （２）過去数年以内に発生した災害（※１）で被害を受けた事業者（①、②のいずれか）
- ① 事業用資産への被災（※２）が証明できること。又は、被災前3か月と被災後3か月の売上平均を比較して5%以上減少していること。
- ② 災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用したこと。



- （※１）過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたもの。
熊本県内では、平成28年熊本地震のみ。
- （※２）事業用資産の被災は、直接被害、間接被害のいずれかに該当すること。

- （３）過去数年以内に発生した災害で被災した事業者であって、被災前3か月の売上平均に比べ、令和2年7月豪雨前3か月（令和2年4月から6月まで）の売上平均が20%以上減少していること。



- （４）交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を有する事業者（①、②のいずれか）
- ① 過去数年以内に発生した災害からの復旧復興に向けた事業活動に要した債務残高の割合が、企業規模・業種ごとの平均値以上であること。
- ※債務確認のため、申請者から「熊本地震等に係る債務を有していることの申出書」の提出を求める（金融機関からの証明有）。
- ② ①の「債務残高の割合が、企業規模・業種ごとの平均値以上」を満たしていない場合には、過去数年以内に発生した災害からの復旧復興に向けた事業活動に要した債務による影響を受けていること。
- （５）令和2年7月豪雨により、施設または設備が被災し、その復旧または復興を行うために、なりわい再建支援補助金の申請を行うこと。